

No.	指針（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
1	大阪市外国籍住民施策基本指針（前指針）について	前指針の評価が行われていない・書かれていない	大阪市外国籍住民施策基本指針に基づき実施している施策・事業の実績について、参考資料として「大阪市外国籍住民施策基本指針に基づく主な取り組み（令和元年度）」を示しました。また、具体的な取組については、別途策定する行動計画において示してまいります。
2		前指針に盛り込まれている施策の進捗状況について触れるべき	
3		前指針に比べると具体的な項目が削除され、内容が後退している	
4		前指針記載の大阪市が先進して取り組んできた項目は残してほしい	
5	在日コリアン（在日韓国・朝鮮人）に関する記載について	大阪市外国籍住民施策基本指針で示された多数を占める韓国・朝鮮籍住民への特別な施策が今回の指針では言及されていないことは遺憾。	大阪市には、歴史的経緯を有する韓国・朝鮮籍の住民をはじめ、多くの外国につながる市民が居住しており、従前から外国につながる市民に対する施策を人権課題（人権保障）と捉え取り組んでおり、本指針においても「外国につながる市民の人権尊重」として示しています。具体的な取組については、別途策定する行動計画において示してまいります。
6		指針案が新たに来住する外国人住民にシフトした感があります。前指針は、不可視化されていた韓国・朝鮮籍の住民を行政の課題として可視化し、具体的政策の方針を示したものでした。指針案では、韓国・朝鮮籍の住民は、不可視化された存在として扱われ、後退している印象を受けます。韓国・朝鮮籍の住民の行政としての課題は「ない」「取り上げる必要がない」という誤ったメッセージを送ることを危惧します。	
7		大阪市における外国につながる市民に向けた取り組みの多くは、在日コリアンの活動の積み重ねがあったことは、多くの識者による研究で指摘されている。ところが本指針からは在日コリアン（在日韓国・朝鮮人）の文言が見受けられない。 在日コリアンが「外国につながる市民」とまとめられることは、時流の「多文化共生」に乗るものではあっても、「在日コリアンの問題はすでに解決済み」と捉えられかねない。あるいは、ヘイトスピーチの対象となっている、在日コリアン住民、あるいは市内住民に対して、ネガティブなメッセージを与えることにならないだろうか。	
8		外国につながる市民を、多文化共生を担う権利主体として考える点が消えた一方で、彼らをもっぱら支援および福祉を提供される客体として位置付けた表現が全体として増えている。	
9		いわゆるニューカマーのコミュニティへの適応を支援するメニューは豊富ですが、大阪市が長年積み上げてきた朝鮮半島にルーツをもち日本の地域社会で生活基盤を確立してきた、いわゆる在日コリアンを中心とした人々の権利保障に関する記述が薄まっているように感じます。	
10		大阪市は、外国籍の市民、また、外国にルーツを持つ市民が、戦前戦後歴史的に多くおられます。税金を納めているにもかかわらず、多くの権利が保障されていません。地方選挙権、職業選択の権利、市民としての当たり前の権利をまず、保障すべきだと思います。	
11		多文化共生社会の実現のためには、行政自らが、外国人に対して本名（ルーツ名）で生きることの大切さを訴え、まわりの人々が本名（ルーツ名）を呼び、それぞれのルーツを尊重するよう啓蒙する必要があると考えます。指針の中でも明記していただきたいです。	
12	前指針（大阪市外国籍住民施策基本指針）との関係について	前指針との関係が記載されていない	現行の「大阪市外国籍住民施策基本指針」につきましては、大阪市多文化共生指針の策定に伴い廃止いたします。指針にその旨記載いたします。
13		根拠となる大阪市外国籍住民施策基本指針を見直すべき	
14	大阪市外国籍住民施策有識者会議について	大阪市外国籍住民施策有識者会議が前指針の策定・改定に関わったことを記述すべき	地方自治法第138条の4第3項に規定する付属機関（自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関）は、条例設置が必要であり、条例によらない審議会等は、その設置そのものが違法であるとした判決（平成21年6月広島高等裁判所、平成21年4月岡山地方裁判所）を受け、平成23年12月に当該会議については、概ね2年間開催する懇談会等行政運営上の会議の場として運用方法を変更いたしました。また、2年間の開催が終了した後は、引き続き、学識経験者等から幅広く意見を求めるため、多文化共生施策にかかる有識者意見聴取事業を実施しています。
15		大阪市外国籍住民施策有識者会議を廃止したのはなぜか	
16		大阪市外国籍住民施策有識者会議の再開のめどはないのか	
17	2ページ「外国につながる市民」「外国につながる児童生徒」について	日本国籍を取得し、日本人になる事を決意した外国につながる市民にとって「外国とつながる」と表現される事はいつまでも日本人として認めてもらえないという疎外感を与える	当該記載については、本市の多文化共生に関する施策・事業等の対象を考える際の考え方として示しています。
18		「外国につながる市民・児童生徒」という視点・観点は新指針のどこに活かされているのか	
19	3ページ 多文化共生事例集について	多文化共生事例集は、大阪市が公表したのか。	地域における多文化共生推進プラン及び多文化共生事例集は総務省が作成し、公表しています。 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02gyosei05_03000060.html
20	5ページ 持続可能な開発のための2030アジェンダについて	「同年12月22日に、SDGs実施指針を決定しました」の後に「さらに2019年12月20日にSDGs実施指針改訂版を発表しました。」を挿入。	「同年12月に、SDGs実施指針を決定し」の後に「さらに令和元（2019）年12月にSDGs実施指針を改定しました。」を追記しました。

No.	指針（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
21	10ページ 外国人住民アンケートについて	アンケートの回答者は日本語を理解していない外国人はかなりの割合で回答していない、あるいは、したくてもできなかったと考えられ、日本語力の低い外国人住民の思いを十分反映できていないと分析できる。	本調査は、日本語版（ルビつき）と、調査対象者の国籍を参照して選択した日本語以外の1言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語）版の2種類の調査票を送付し、回答可能な言語でご回答いただきました。 今回のアンケート調査につきましては外国人住民を対象として実施しましたが、今後、多文化共生施策の推進にあたって必要となる調査について適宜検討し、実施して参りたいと考えております。 なお、クロス集計を含む調査結果につきましては、大阪市ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。（URL：https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000495529.html）
22		無作為抽出だけでなく、留学生や新たな住民への調査が必要ではないか。 日本在住年数別にクロス集計して困りごとなどと分析をすべき。 「外国籍住民施策有識者会議意見集」に掲げられた課題に触れてられていないのはなぜか。無作為抽出の626人の意見でなぜ良いのか。	
23		訪問面接法など、より丁寧に実態を捉える調査法が望ましい。	
24		アンケートは、回答数が少なく現状と乖離していると思われるため、より丁寧な情報収集を行って改定すべき。	
25	10ページ「本市の外国人住民の高い流動性」について	「転出により外国人住民から消除された」という表現は、人が消えてしまったように読めるため、ふさわしい表現に直してほしい。	いただいたご意見を踏まえ「転出により住民基本台帳から消除された」に修正しました。
26	22ページ「多文化共生社会の実現」について	「多文化共生」はプロセスであり、何かと何かを実施したら「実現」というものではない、多様な担い手がともに社会をつくりつづける意味合いを前に出した方がいいという考えから、総務省プランでも「多文化共生社会の形成」という表現を使っている。	本市では、多文化共生社会を目指し、常に努力し続け、継続して取り組みを進めていくこととし、前指針と同様に「実現」という表現を用いています。 いただいた意見は参考とさせていただきます。
27		「実現」とは現在ないもののようであり、多文化共生社会をさらに主体的に進めるには「推進」などの表現が適当ではないか。	
28		「実現をめざします」ではなく、実現をめざして「行政は何ができるか、何をするか」という書き方がいいのではないか。	
29	22ページ「（1）外国につながる市民の人権尊重」について	「国際人権規約の内外人平等の原則を踏まえ」とあるが、一般的に国際人権法は基本6条約（国際人権規約2条約、人種差別撤廃条約、子どもの権利条約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約）が引用される。他の条約についても触れたほうが良いのではないか。	いただいたご意見を踏まえ、「国際人権規約の内外人平等の原則及び日本が批准している国際人権諸条約の趣旨を踏まえ」に変更しました。
30		「（1）外国につながる市民の人権尊重」を「（1）外国につながる市民の人権保障」とすべき。	本項目において、「国際人権規約の内外人平等の原則および日本が批准している国際人権諸条約の趣旨を踏まえ、様々な国籍や民族、文化的な背景をもつ人々が相互理解を深め、互いの存在を認め合い、外国につながる市民の人権が保障され、差別や人権侵害を受けることがない人権に根ざしたまちづくりを進めます。」と記載しています。
31		「外国につながる市民の人権尊重」を重要な施策として項目立てし、その中に情報提供や相談体制、福祉、保健、医療、住宅、就労などの項目を入れるべき。	「Ⅲ多文化共生施策の基本的な方向性」の各項目について、「Ⅱ2基本視点」の視点に複数関連することから項立てをしておりません。しかし、基本視点との関連性の説明の記載がないことから、指針中にその旨追加で記載しました。
32	22ページ「（2）誰もが安全に安心して暮らせる」について	「環境整備」という曖昧なものでなく「相談できる窓口・場の整備」という具体的なものがあればこそ、安心して暮らせる。	指針（素案）の24ページ「（2）相談窓口の充実」に具体的な内容を記載しています。また、具体的な取組みについては、行動計画において示してまいります。
33	23ページ「（3）多様な価値観や文化の尊重」について	多文化共生社会の実現は、マジョリティである日本人にもメリットがあり、市民の理解と役割は大きいので、マジョリティである日本人も多文化共生社会の利点を理解する必要があることを記載すべき。	Ⅲ「6（1）多文化共生についての市民理解の促進」の項目において、大阪に暮らす全ての人に対する意識の啓発について追記しました。 いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
34		文の前後を入れ替えることが、表題につながるのでないか。めざすのは、他者を「尊重」することである。	
35	23ページ「（4）多様性を魅力あるまちづくりにつなげる」について	「まち」のために「市民」がいるのではない。 「市民の尊重」が「魅力あるまち」をつくる。	いただいた意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
36	23ページ「3 指針の位置づけ」について	ガイドラインとは「野線」とも訳されるように、その線が基準ということである。より多くの人にとって、その判断の幅が大きくなるようなことのないように、言葉の選択は重要である。	本指針は「本市の多文化共生施策を進めるにあたっての方向性を示すもの」であることから、いただいた意見を参考とさせていただき、指針素案各項目の文言を修正します。
37		「方向性を示すガイドライン」と言う一方で、「各施策分野の計画や方針における多文化共生や外国につながる市民に係る取組と整合性を図る」というのは、ガイドラインが後退する、または計画や方針が変わるということか。	本指針に基づき実施する取組とその他の計画等に基づき実施される取組について整合性を図りながら取り組むという趣旨であり、いただいた意見を参考とさせていただき、指針の文言を修正します。
38	24ページ「（1）外国につながる市民への情報発信の充実」について	15ページで生活や子育て・教育に関する必要な情報の充実が必要としているため、具体的な施策分野を明示すべき。	Ⅲ「3 外国につながる児童生徒への支援の充実」や「5 健康で安心して生活できる環境づくりに関して、個別に記載しています。

No.	指針（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
39		「やさしい日本語」は個別事業であるので、行動計画に記載すべきで、指針には不要。	やさしい日本語の活用については、大阪市の多文化共生施策の全体にわたって検討を進めるべき事項であるため、指針に掲載しています。 いただいた意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
40		外国につながる市民は言語面での課題や日本社会への不慣れから行政情報などへのアクセスは非常に困難。そのような状況を踏まえ情報を発信してもらいたい。	
41		外国人市民が市役所・区役所などに来所した際に情報を手渡す仕組みづくりが必要。	
42		日本語を十分理解できずに、税金が滞納になった事例がある。義務に関してもやさしい日本語や多言語等で伝えていただきたい。	
43		スマホをかざせば多言語で見れるなどの方法で対応し、日本語表記を主にしてほしい。日本語しか分からない人が大多数である。	
44		情報のワンストップの窓口はいつできるのか。	令和元年7月から、公益財団法人大阪国際交流センターが運営する「外国人のための相談窓口」において、一元的相談窓口としての対応を実施しています。 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語の相談員による対応を行うとともに、その他の言語についても翻訳機により30言語での対応を行っているところです。 また、相談対応分野としては、在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て、子どもの教育等、生活に係る情報提供および相談に一元的に対応しています。
45		大阪市が発する今回の新型コロナウイルスに関する多言語情報が極めて少なく、大阪国際交流センターがもっと他所からの情報を共有して発信してほしい。国・都道府県・市町村での情報共有をすすめてほしい。	（公財）大阪国際交流センターのホームページにおいても、新型コロナウイルス感染症に関する情報の多言語での発信を強化しておりましたが、ご指摘を踏まえ、今後ますます強化してまいります。
46		24ページ「（２）相談窓口の充実」について	NPO、市民団体との連携・協力については、P36「Ⅳ 多文化共生施策の推進」に記載しております。
47		区役所はもちろん、市・区社協、市税事務所、サービスカウンターなど多くの相談窓口があるので、市の各種窓口機能を向上させ、外国につながる市民の多様なニーズに答えることが必要である。	区役所等の各行政窓口での相談の充実についても重要と考えており、やさしい日本語の活用や多言語による対応の強化等を図ってまいります。ご意見いただきました内容を踏まえ、P25の「また」以降の記載内容を「また、区役所をはじめとする各行政の窓口等でやさしい日本語の活用や多言語による対応を強化するとともに」に変更します。
48		広域に設置される公的な相談窓口には相談は届かない。身近に相談できる窓口の創設が必要。既存のネットワークの活用の検討も必要。（例：民生委員制度の児童委員のように外国人住民委員を配置する。京都市には「多文化福祉委員」の制度がある。）国民健康保険や年金などの情報は、多言語を充実させるだけでは不十分であり対面の説明でないと伝わらない。国民健康保険や年金に限らず、言語翻訳だけでは、制度の理解は難しい。「積極的に周知」とあるがその方法として「外国人住民が集うコミュニティへのアウトリーチ」の記載も必要。	いただいた意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
49		日本人市民と外国につながる市民の人間関係をつなぐコーディネーターを、区民センター・区民ホールや生涯・市民学習センターの職員として配置することを提案する。	
50		窓口で対応する職員はもちろんのこと、外国人住民支援者とソーシャルワーカー（相談支援専門職）の連携を核とする多文化ソーシャルワーク実践が不可欠となる。愛知県では「多文化ソーシャルワーク研修会」が実施された。	・外国につながる市民が抱える多様で複雑な生活の問題について、窓口職員による言語的なサポートや生活情報の提供だけでなく、公民に関わらず様々な分野における専門的な相談や支援が必要であると認識しています。 ・また、その際には外国につながる市民が持つ様々な文化的背景を踏まえた対応が重要であると考えています。 ・いただいた意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
51		（公財）大阪国際交流センターが運営する「外国人のための相談窓口」の連携機関として、各区役所の人権相談、大阪市人権啓発・相談センターをしっかりと位置付けてください。	外国人のための相談窓口においては、相談内容に応じて、各区役所の人権相談、大阪市人権啓発・相談センター含め、さまざまな施設と連携して相談対応業務を行っています。今後も、各施設との連携を強め、ますます充実した相談対応を行ってまいります。 また、人権相談を含め各区役所との相談対応については、三者通話による電話通訳対応を行っています。

No.	指針（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
52	25ページ「（３）窓口対応スキル及び多文化共生に関する知識の向上」について	今まで大阪市では各区役所や施設、相談センターにトリオフォンを設置し外国籍住民が相談しやすい環境づくりに努めてきたはずだが、その記載がない。その評価はどうだったのか。	トリオフォンを活用した電話通訳の取り組みについては、今後も引き続き実施しています。また、タブレット端末を使用した多言語翻訳アプリの活用など、相談しやすい環境づくりに努めています。これらの具体的な取り組みについては、行動計画において示してまいります。
53		外国につながる市民への情報発信には当事者や当事者を支援するNPOや市民団体も関わるべきです。大阪国際交流センターの窓口のスキルアップだけでなく、大阪国際交流センターが中核となり、一番身近な区役所、各相談センター相談窓口とも連携できるようボトムアップできるよう努めてください。	いただいた意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
54		外国につながる市民・外国人市民の相談員養成につとめてください。	
55	25ページ「（３）窓口対応スキル及び多文化共生に関する知識の向上」について	窓口対応スキルとは何か。多文化共生はスキルと知識の問題だろうか。普遍的な人権に関する配慮、向上をどのようにして行うのが重要ではないか。具体的にどのような実践を行うのが見えない。	窓口対応スキルについては、やさしい日本語の活用やICT機器の活用による多言語対応に関するスキルの向上を進めることとしています。また、ご指摘を踏まえ「IV多文化共生施策の推進」に次のとおり項目を追加しました。 2 職員研修の充実 外国につながる市民をとりまく状況や問題についての理解を深め、文化、習慣、歴史的経緯等について正しく理解し、幅広い視野と人権意識を持てるよう職員研修を実施します。
56		外国人住民に対するヘイトスピーチや差別事象などの人権相談に対応するための対応スキルの向上等の取り組みを明記してください。	多様な人権課題に対応するため、専門的な知識を備えた専門相談員を配置し、相談を実施しています。相談員は各種人権課題に関する研修等に参加し、知識等の習得に向け務めております。
57	26ページ「２ 日本語教育の充実」について	在日コリアン高齢者の中には、日本語も母国語も読み書きができない非識字者がいることを把握すべき。指針に日本語も母国語も非識字状態にある方たちに対する方策を記載し、実行すべき。	大阪市では、外国につながる市民に対する日本語学習の機会として、市民ボランティアが担う識字・日本語教室のほか、公益財団法人大阪国際交流センター等と連携し、専門的な日本語教育の知識を持った講師による基礎レベルの日本語を学ぶ教室を実施するなど、様々な課題に対応した学習機会の提供を行っております。一方、増加・多様化する学習ニーズに対応するためには、従来からの運営だけでは対応が困難となってきたことから、新たな日本語学習のための機会や場の拡充など、日本語教育環境の強化について、国による日本語教育体制の整備をふまえ、大阪市としても関係機関等と有機的に連携しながら取り組んでまいります。
58		子どものことは書かれているが大人の日本語教育の状況が書かれていない。	
59		地域日本語教室における生活者の日本語を担保していくためには、日本語学校が従来行っているアプローチとは違う切り口が必要ではないか。総合的な体制づくりということになると、地域日本語コーディネーターや多文化マネージャー、日本語教師をどのように配置し活用していくかも課題になると思います。	
60		外国人住民に対する日本語教育は、権利保障の観点から行政が責任を持っておこなうべき。	
61		識字・日本語教室はボランティアの高齢化、減少により、教室の運営に支障をきたしているところが増えている。在留外国人の日本語教育の多くをボランティアに求めることに無理があり、学習者のニーズに対応することは不可能である。	
62		26ページ「日本人と共に生活していくためには、日本語でコミュニケーションをとるための能力を身に付けることが重要です」という文言は人権感覚を欠いている。	いただいたご意見を踏まえ、記載を次のとおり変更します。 「日本で円滑に生活するための環境整備を図るため、日本語教育を推進することが重要です。」
63	28ページ「３ 外国につながる児童生徒への支援の充実」について	・今後充実が必要と考える取組例(15ページ)に「各学校園においては従来の慣習・校則の見直しを図る」を加える。 ・全学校園の校種間連携を深め、外国につながる児童生徒の日本語指導、学習履歴情報などの伝達に努める。	いただいたご意見の内容は、28ページ「（１）多文化共生教育の推進」に含まれていると考えております。 ・多文化共生教育とは、文化的背景等、異なる「個」がそれらを認識し、一方の価値観に他方の価値観を合わせるのではなく、相互に尊重し合い、共存・協働する道を積極的に歩んでいこうとする態度を養う教育です。 ・全学校園での多文化共生教育の推進をめざすとしておりますので、校種間連携も含めて進めてまいりたいと考えております。 （男女共同参画社会の実現にかかわって、大阪市男女共同参画基本計画においても「固定的な役割分担」「慣習の見直し」が示されている。）
64		基本視点「（３）多様な価値観や文化の尊重」に、学校において外国につながる子どもたちに対して、自己肯定感を育む教育を保障し、全ての子どもたちが、様々な国籍や民族、文化的背景、歴史的背景を持つ人々を尊重することを学び、自分らしく生きることができることを目指す、と追記してほしい。	いただいたご意見の内容は、28ページに含まれていると考えております。

No.	指針（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
65		全体として、外国につながる児童生徒対象の支援策に重点があるように思いますが、周囲のマジョリティ日本人児童生徒、その保護者の意識変容も、当該の子どもたちが安心して学校で過ごすための「支援」の一環として重要です。その点を明文化していただきたい。	いただいたご意見の内容は、28ページ「（１）多文化共生教育の推進」に含まれていると考えており、（２）（３）（４）は（１）のもとに進めていくという解釈で記載しております。いただいた意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
66		外国につながる市民、児童生徒の文化背景を考慮し、従来の学校園の習慣、慣例を強要せず、柔軟的な運用に務める。さらにこの機会にそれらの見直しを進める機会とする。 支援学校等においても、日本語指導補助者、母語支援員等の配置に努めるほか支援教育・日本語指導担当教員の連携をはかる。さらに外国につながる保護者へは子育て情報、相談窓口等を分かりやすい形での情報発信に努めることを追記してほしい。	いただいたご意見の内容は、28ページ「（１）多文化共生教育の推進」に含まれていると考えております。 ・多文化共生教育とは、文化的背景等、異なる「個」がそれらを認識し、一方の価値観に他方の価値観を合わせるのではなく、相互に尊重し合い、共存・協働する道を積極的に歩んでいこうとする態度を養う教育です。 障がいのある日本語指導の必要な児童生徒も在籍しており、30ページ記載の、こどもサポートネットなどの制度も活用して支援していくこととしています。
67		・外国につながる児童生徒のとらえ方が前指針の改定から16年の経過があるにもかかわらず近來の帰国・来日の児童生徒中心傾向がみられるためさらに広く実態をとらえるべきではないでしょうか。前回の指針の頃、あるいは1990年の入管法の変化により来日した中学生は現在30代～40代半ばつまり子育て世代になっておりその子どもたち、日本で生まれた子どもたちが家庭内では外国文化であり、学校と家庭での文化習慣の違いに直面しても日本語・教科学習の背景としての日本文化理解を伴っているわけではないことに学校や周囲の人々はあまり気づきません。外国につながる児童生徒の課題は、近來の児童生徒に限らずもっと広く深く考えるべきではないでしょうか。2019年度の外国人児童生徒数は3,428名そのうち日本語指導が必要な児童生徒数は818名、残りの2,610名という数は日本語指導の必要な児童生徒数の約3倍強です。また、この多くの児童生徒たちもp29の（２）母語・母文化保持伸長のための取り組みの対象と考えたいものです。	いただいたご意見にかかりまして、「外国につながる児童生徒」とは、ご指摘の子どもたちもすべて含めてという解釈としております。母語・母文化の保持伸長につきましても、外国につながる児童生徒、ひいてはすべての児童生徒が対象であるとの認識のもとに記載しております。 また、教育委員会では、「在日外国人教育基本方針」に基づいて「本名を呼び、名の指導」を進めており、本指針と併せて教育の充実を図ってまいりたいと考えています。
68		外国につながる児童生徒のうちで日本生まれや日本と母国を何度か移動している児童生徒への配慮を明記すべきと考えます。	ご意見をいただきましたように、実際にそのような児童生徒が多数在籍している状況にございます。次のとおり一部追記しました。 28ページ本文17行目 「特に、昨今では海外を行き来して生活する家庭もあり、母語・日本語の習得やアイデンティティ・文化の形成など、様々な配慮が必要となっています。」
69		・多文化共生教育の推進の項目は、全ての子どもの課題であって外国につながる子どもたちの課題ではないので削除すべき。 ・「母語・母文化」に「継承語」を追加	・教育委員会では、教育振興基本計画にも示している通り、すべての児童生徒に対して多文化共生教育を行うこととしております。 ・「母語・母文化の保持伸長」を「母語・母文化（継承語・継承文化を含む）の保障」と変更しました。 29ページ「（２）母語・母文化（継承語・継承文化を含む）の保障のための取組」
70		・「外国につながる」の想定が不足している。 ・多国籍、無国籍（事実上の無国籍を含む） ・両親（または保護者）の国籍が異なる、国籍を変更した ・外国で育った日本国籍 ・母国語教育の例として朝鮮学校に触れるべきである。	「外国につながる」は、本人もしくは家族等のこれまでの生活に何らか外国での生活がかかわっている時期があったことをさしており、ご指摘の内容も含めて「外国につながる児童生徒」と認識しております。 また、朝鮮学校や中華学校、その他インターナショナルスクール等、各種学校において母国語教育がなされていることは認識しており、教育委員会としては、公立の学校としてできることを考えてまいりたいと思っております。

No.	指針（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
71		以下のように変更した方が大阪市が積み上げてきた人権を踏まえた共生教育の歴史がより明確に出せるのでは。 28ページ 一方で、外国から来日した児童生徒においては、日本語習得とともに母語を忘れてしまい～極めて重要となっています。 ↓↓↓ その経験を基に外国から来日した児童生徒においては、日本語習得とともに母語を忘れて しまい～極めて重要と考えます。	これまでの国際クラブ等の取組の積み上げのもとに、今後の支援や施策の充実があると考えております。次のとおり一部を修正しました。 28ページ 一方で、外国から来日した児童生徒においては、日本語習得とともに母語を忘れてしまい、保護者とのコミュニケーションが十分に取れなくなるなどの問題や、日本語の学習言語の獲得にも支障をきたす場合もあり、日本語・適応指導だけでなく母語や文化の保持・伸長を図るための支援や施策を充実させることが極めて重要となっています。 ↓ 一方で、外国から来日した児童生徒においては、日本語習得とともに母語を忘れてしまい、保護者とのコミュニケーションが十分に取れなくなるなどの問題や、日本語の学習言語の獲得にも支障をきたす場合もあります。これまで本市が積み上げてきた取組を礎として、日本語・適応指導だけでなく母語や母文化の保障を図るための支援や施策を充実させることが極めて重要となっています。
72		前文の3段落目「在日外国人の児童生徒や」を「日本で生まれ育った在日コリアンをはじめとする児童生徒や」に修正する。	ご指摘の箇所の前段に、「在日韓国・朝鮮人児童生徒を中心に」と記載しておりますので、本段落においては総称として「在日外国人の児童生徒」としております。
73		「差別や偏見の解消に向けた人権教育・・・」の箇所を「多文化共生教育の土台となる差別や偏見の解消に向けた人権教育を推し進め、すべての子どもにとって安全・安心な居場所となる学習環境を保障します。」とする。 また、多文化共生教育の推進には、地域の住民、学校園の保護者の理解、協力、協働が必要である。	人権教育はすべての教育の土台であり、あらゆる教育の前提、基盤となる教育であると認識しております。 また、学校で行われるすべての教育活動は、学校・地域・家庭の三者連携が必要であるとと考えております。
74		外国につながる児童生徒に対するいじめの防止、被害者救済を取り組むために新たな項目を設けてください。更に、支援をおこなう際の視点として、外国につながる児童生徒が、母語・母文化が保障されず、いじめや差別に晒されることで自尊感情が害されており、それを保障し育む義務が行政にあることを書き入れるべきです。	差別や偏見、いじめ等、子どもをめぐる人権侵害は極めて重要な課題であり、本指針ではなく、別途基本方針等を定めて対応しております。
75		多文化共生の推進にはマジョリティである日本人の保護者の改革や共感、参画が不可欠であることから、そのための様々な取組を各学校園で推進することを明記してほしい。	ご指摘の点は、市民啓発やPTA活動等とも関連する内容であり、36ページの「4 関係機関・団体等との連携・協力」に記載のとおり、大阪市全体として取り組む内容として示しております。
76		多文化共生教育の対象は「外国につながる児童生徒」ではなく、むしろマジョリティである一般児童・生徒への教育であると考えます。	ご指摘の通りであると考えており、外国につながる児童生徒自身に対する共生の感覚の育成も含めて、すべての子どもたちに対し必要な教育であると考えております。
77		多文化共生教育は、日本人の子らが、外国の文化を教えてもらうだけで、外国の子らが日本の文化を習う事はないではありませんか。バランスが悪いのでは。	外国の子どもたちには、日本の文化や生活様式を学ぶ、いわゆる「適応指導」を行っております。多文化共生教育は、日本人の子どもたちを含めた、すべての子どもたちに対する教育であると認識しております。
78		外国につながる児童生徒への母語・母文化の保持教育は全学校園での教育が基本ですが、大阪市立中央図書館（外国の絵本を全国的にも誇れる冊数を所有する）・各区図書館など学校以外の社会教育施設でも多文化教育を推進すべきです。	ご指摘の点は「学ぶ機会の拡充」にすべて含まれると考えております。いただいたご意見にかかわって、具体的な内容については、行動計画の作成など、今後の施策の参考とさせていただきます。
79		子どもが母語能力を失うことのないように支援が必要であるが、母語教室を探して知らせようとしても情報が極めて少ない。	広報にかかわって、努力してまいりたいと思います。

No.	指針（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
80		両親が外国人であるため日本語がわからず話せない、そのため子どもたちが日本語しか話せなくなると、親子の意思疎通が出来ず、断絶が生まれトラブルになる深刻な事象が水面化で起きていると聞きます。外国人の子どもたちが日本語しかしゃべれなくなることは、日本に同化することも意味します。諸外国では、外国人または、外国にルーツのある子どもたちの母語の保障を当たり前に行っている国が沢山あります。外国人が外国人として正しく認識されないことで人間形成、人格形成に大きな影響を与えていると思います。是非外国人または外国にルーツのある子どもたちが日本語だけでなく母語を保障する学習の場を作っておいてください。	教育委員会として、「母語・母文化の保障」のための機会・場の充実に取り組んでまいりたいと考えております。いただいた意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
81		指針案では、外国につながる児童生徒への支援の充実の一環として、「母語・母文化保持伸長のための取組」が含まれているが、外国につながる子どもたちが母語・母文化（継承語・継承文化も含む）を学ぶ機会を保障するという観点から「母語・母文化保障のための取組」とすべきである。	児童生徒や家庭の意志等を尊重する意味から、「保障」としたいと考えます。次のとおり変更しました。 29ページ「（２）母語・母文化（継承語・継承文化を含む）の保障のための取組」
82		外国につながる児童生徒に関するその他の状況の中に、日本で生まれ育った外国につながる3世、4世の子どもたちが、自己のアイデンティティ確立していく過程で自分のルーツを前向きに受け止めることがむずかしい現状や、周りの無理解によって閉ざしてしまう状況がある、また日本語や日本での生活に困ることがないことから、その子どもたちが自分のルーツに向き合う必要性について深く考えられない現状などが少しでも反映されたいと思います。	当該児童生徒の置かれている状況は、ご指摘の通りだと認識しております。在日外国人教育基本方針でも示しており、今後、行動計画の作成を進める上での検討の際に、参考とさせていただきます。
83		大阪市が長年行ってきた「国際クラブ」「母語教室」の取組は、他自治体と比べても突出した充実ぶりであることは確かで、敬意を表します。一方で、そこで教える講師については不安定な身分、低賃金の状態が課題として指摘されているかと思えます。その解決を念頭に、講師の身分保障等の文言を新たに書き入れるべきです。	指導者の待遇については、本市の報償金の規定に基づいて設定されております。地方公務員法の改定に伴い、僅かな改善が図られておりますが、詳細な事項については、行動計画で示してまいります。
84		国際クラブや母国教室は、希望者だけにして下さい。日本で生まれて日本人として生きようとする者の存在を否定しないで下さい。	国際クラブ、母語教室等は、ニーズに応じた取組として実施しております。
85		多文化共生教育推進のために重要なことは、民族的マイノリティの子どもたちが、自身のアイデンティティと向き合う空間を作ることだと考える。そのため、前指針のように、項目立てて、在日韓国・朝鮮人の子どもの教育や帰国・来日等の子どもの教育について、しっかりと記述してもらいたい。 マジョリティである日本人の子どもたちが、多文化共生とは何か、他者を理解し、共に生きるということはどうかとか、という教育を行なうことはもちろん大事。それとともに、主体的で当事者性をもった教育、つまり、これまでの民族学級が行ってきた、母語・母文化の獲得という教育を充実発展させていくことを望む。 また、これまでの民族学級の取り組みが何を大事にしたのかということについて、もう少し詳しく記述していただきたい。	今回の指針につきましては、全体的な方向性を記載することとしており、具体的な内容については、行動計画で示してまいります。 ご指摘いただいている点につきまして参考にさせていただきながら、行動計画の作成にあたっております。
86		国際クラブをとりまく状況は極めて厳しい状況にあり、予算措置があまりに貧弱であるために実際にその担い手となる指導員が生活することができずに転職することを余儀なくされています。このままでは、発展どころか現存する国際クラブすら廃止されるおそれがある状況です。どうか予算拡充にむけて努力することを明記し、奮闘されることをお願いいたします。	外国につながる児童生徒数が増加している状況もふまえ、予算の拡充に向けて取り組んでまいりたいと考えております。
87		この指針では、古くからいる在日コリアンの子どもたちへの民族教育、小中学校での民族学校、民族学級への支援が明記されておらず、不十分だと感じます。	「外国につながる児童生徒」は、在日韓国・朝鮮人児童生徒も含んでおります。また民族学級は、現在「国際クラブ」として実施しており、母語・母文化の保障の観点から、重要な取組であると考えております。
88		29ページ（２）冒頭に「1970年代より歴史的経緯を有する韓国・朝鮮籍児童、生徒に行われてきた民族学級の歴史を踏まえ」を追加して欲しい。	指針の「はじめに」での記載内容と、本文28ページの第2段落の内容を併せて、ご指摘の内容としているところでございます。

No.	指針（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
89		「これまで積み上げてきた国際クラブや母語教室の取り組みを…」の箇所を「これまで積み上げてきた民族クラブ（2017年国際クラブ）や母語教室の取り組みを」とする。 理由：大阪市内において「これまで積み上げてきた」のは、民族クラブ（民族学級など）の取り組みであり、2017年に行政用語として国際クラブに名称が変更されたにすぎない。大阪市内における民族クラブ（民族学級など）の取り組みは、外国につながる児童生徒の教育における他の自治体の先駆的モデルとなってきたといえる。こうした意味で、「民族クラブ」という言葉を入れておくことは歴史的な意味において大切であると考えます。	次のとおり経過及び事実即した表現に変更しました。 これまで積み上げてきた国際クラブや母語教室の取組 ↓ これまで積み上げてきた民族学級・民族クラブ、国際理解クラブ、その後の国際クラブ、あるいは母語教室等の取組
90		「民族学級」が2017年に「国際クラブ」と名称変更され、現場は大変混乱しました。行政用語としての「国際クラブ」としても、一般的には民族学級という名称は使えないという認識が広がってしまいました。世情は一定理解しますが、「民族学級」が無理なら、せめて行政用語として「民族クラブ」に戻してほしいと思います。何十年営々と積み上げてきた民族学級の取り組みは決して追いやられるものではなく、大阪の誇りであり、全国のモデルとなるものだと思います。 ◆アイデンティティは生まれつき身に備わっているものだと思いますか？ 私たちが在日コリアンは成長期にほぼ全員、自分のルーツを隠し、逃げたという経験を持っています。でもある時期に、悩みながらも自分のあるべき姿を考え、民族名を名のすることを考え、つかみ取るのが私の考えるアイデンティティです。これは在日コリアンだけではなく、性的マイノリティのLGBTの人たち、部落の人たちにもつながることです。差別されるかもしれないが、隠すことではないとつかむアイデンティティです。今後は新たに来住する外国人の子ども達にも起きることだと思います。学校での民族学級の学びは、日本の子ども達にも「ちがいを排除の対象にするのではなく、共に生きる仲間」という意識を育てています。 マイノリティが臆することなく生きていけるように人権意識の高い大阪の施策を希望します。（同意見ほか1件）	ご指摘の点につきましては同様の認識をもっており、大阪市教育振興基本計画にもございますように、「多様な文化を互いに理解しあう態度を養い、文化や伝統を尊重し、異なる文化を持った人々とともに生きていく資質をはぐくむ」としております。次のとおり記載を変更しました。 29ページ「（2）母語・母文化の保持伸長のための取組」 ↓ 「（2）母語・母文化（継承語・継承文化を含む）の保障のための取組」
91		母語・母文化保持伸長のための取り組みについて、「国際クラブ」というよりも、民族クラブ（民族学級）がその役割を担っていたのではないかと。 本指針に全体に共通するのは、在日コリアンという言葉を見せないことである。昨今の社会情勢を考慮したことであろうが、（1）それは結局のところヘイトスピーチを助長する。（2）また、大阪市が外国人住民にとって住みよい場所であったことは、在日コリアンとの協力関係があったからである。それは必ずしもネガティブなことではなく「大阪の多文化共生における先駆性をしめすものであり、それこそが国際水準の取り組みであった」ことを内外にアピールするべきである。	経過及び事実即した表現に変更しました。 また、「在日コリアン」という文言にかかわりましては、在日韓国・朝鮮人児童生徒という表現で記載させていただいております。 これまで積み上げてきた国際クラブや母語教室の取組 ↓ これまで積み上げてきた民族学級・民族クラブ、国際理解クラブ、その後の国際クラブ、あるいは母語教室等の取組
92		「これまで積み上げてきた国際クラブ」の部分は、「1950年代から実施され積み上げてきた民族学級・民族クラブの取り組み」であるべきだと思います。日本で生まれ育った子どもたちが、自分のルーツを知る取り組みは自己のアイデンティティを確立していくうえで不可欠であるということをきちんと明記してほしいと思います。	

No.	指針（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
93		母語・母文化の保持伸長、そのこと自体が尊重される環境にあればこそ、その子どものアイデンティティの確立に寄与するのである。学ぶ機会の拡充はその上であってこそ、進展するのである。 母文化の中心は、本名使用だろう。言葉は学ぶことで何とかなるだろうが、本名使用－「本名を呼び名の」ことは、本人の努力で何とかなるものではない。周りが変わること抜きに進めていくことは難しいだろう。 市内の学校の「本名を呼び名の」取組の歴史を振り返り整理することによって、次の世代へどうつないでいくかを考えるスタートラインが見えるのでないか。	ご指摘の通り、教育委員会では、「在日外国人教育基本方針」に基づいて「本名を呼び、名の指導」を進めており、本指針と併せて教育の充実を図ってまいりたいと考えています。
94		文章追加：その一環として、外国につながる児童生徒が自らの民族的ルーツへの誇りや自覚を高め、本名/民族名を呼び・名のることができるような環境づくりを積極的に進めていきます。 理由：日本社会の同化圧力のなか、歴史的経緯（過去の同化政策）のある旧植民地出身者の韓国・朝鮮籍の児童生徒のみならず、新しく来日した児童生徒の中にも本名/民族名ではなく、通称名（日本名）で通う児童生徒がいる。「自らのアイデンティティを確立し、ありのままの自分を表現する」ためには本名/民族名を名のれる環境づくりが重要である。	
95		・以下の文章を追加していただきたいです。 その一環として、外国につながる児童生徒が自らの民族的ルーツへの誇りや自覚を高め、本名/民族名を呼び・名のることができるような環境づくりを積極的に進めていきます。 （理由）大阪府が多文化共生のトップランナーと目されてきたのは、1970年代から在日コリアンの子どもたちが自らのルーツについて学ぶ場を保障し、民族名の尊重、互いを尊重し差別や排除のない仲間づくりといった取り組みを学校現場で行ってきた蓄積があるからだと思います。国際クラブへの言及はありますが、それも元々は在日コリアン児童生徒や保護者と学校が協力して根付かせてきた民族学級・民族クラブの取り組みに根があり、その蓄積の上に発展したものということにも言及があれば、なお、指針のめざす方向性が明確になるのではないのでしょうか。ご高察ください。	ご指摘の通り、教育委員会では、「在日外国人教育基本方針」に基づいて「本名を呼び、名の指導」を進めており、本指針と併せて教育の充実を図ってまいりたいと考えています。 また、経過及び事実即した表現に変更しました。 これまで積み上げてきた国際クラブや母語教室の取組 ↓ これまで積み上げてきた民族学級・民族クラブ、国際理解クラブ、その後の国際クラブ、あるいは母語教室等の取組
96		新規渡日の子どもたちにとっても、古くからいる在日コリアンの子どもにとっても自分のルーツの名前を尊重されて、堂々と本名（ルーツ名）で過ごせる環境に関する取り組みが明記されておらず、不十分だと感じます。	
97		学校内外での学習支援の人員増を図るとともに、担い手となる人員の研修を充実させてほしい。	ご指摘の通り、人員確保が喫緊の課題であり、令和2年度より、すでに100名以上の支援員の確保を行っており、順次研修を実施しております。
98		外国人児童・生徒のサポーター（浪速区日本語サポーター）に関して区の取り組みの総括はどうなっているのか。また、他区での取り組みや市教委との連携はどうなっているのか。	各区役所の担当との会議である「区教育施策連絡会」を年間2回実施しており、取組の連携・重複を避けた施策の調整・実施を行っております。
99		小学校の日本語指導等に人員募集がありましたが無非正規なのが残念。学校司書にも言えることですが、正規採用でなければ若い人には厳しいと思います。	指導員・支援員等の立場につきまして、今後検討してまいりたいと考えております。
100		センター校やプレクラスでの学習も、その児童生徒の在籍校との連携等があればこそ、その成果が上がると思われる。	ご指摘のように、在籍校との連携は不可欠であると考えております。
101		学校教育における取組については記載されていますが、それだけでは足りない部分を学校以外の地域の団体が支援しています。それについても触れる必要があるのではないのでしょうか。その現状を考えると次の趣旨で追記をお願いします。 ・学校以外の地域での取組について、日本語学習や教科学習支援の取組のほか、母国の中学校を卒業後に来日した生徒が、高等学校に進学するためのサポートを進めています。	外国から編入学する児童生徒への支援にかかわっては、大学、NPO、関連団体、ボランティア等との連携体制の構築に努めているところでございます。現状をふまえた記載に変更させていただきます。 29ページ「さらに、学校外においても、」の次に「地域において児童生徒への支援を行う諸団体等とも連携し、」を挿入する。
102		外国につながる児童は、同調化圧力の強い学級環境の中で異質な存在として孤立しがちです。外国につながる児童たちが日ごろの経験を分かち合い、エンパワーメントできる「居場所」が必要です。在日外国人の児童生徒や、帰国した児童生徒、新たに来日した児童・家族がルーツを超えて仲間と出会う機会をつくる取り組みをしてください。 「外国につながる児童・家族たちの交流の取り組み」など項目をつくってください。	ご指摘の点につきましては、教育委員会主催で「ワールドトーク」という交流会を毎年行っております。また、大阪府外国人教育研究協議会との連携により、「中国語弁論大会」も行われております。「（1）多文化共生教育の推進」として、具体的な取組については行動計画に示しながら取り組んでまいりたいと考えております。
103		現在夜間中学校に日本語指導が必要な生徒が増加している現状を考えると、早急に十分な教員等の支援が必要である。	中学校夜間学級につきましては、そのあり方を含めまして、今後検討を進めてまいります。

No.	指針（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
104		不就学問題の解決のため、不就学状態にある外国籍の子どもが存在する現状を踏まえ、外国籍の子どもの就学実態の完全把握に努め、全ての外国籍の子どもに教育機会が確保されるよう取り組みます。在留資格のない外国籍の子どもも公立小中学校に入学し、授業を受けることができることを教育行政の関係者に周知します。	ご指摘の点につきましては、教育委員会としても重要な課題であると認識しております。 29ページ「（４）保護者・家庭への支援」の項に記載の通り、「本市小中学校への就学に関する様々な支援」の充実を図ってまいりたいと考えております。 具体的な取組につきましては、行動計画等で示してまいります。
105		いくつかの国際人権条約で規定している「すべての子どもが学ぶ権利を保障」の観点から不就学児童・生徒の実態調査により外国につながる子どもの権利を保障すること。 国際人権条約等に保障されている「誰でも教育を受ける」権利を保障するため、行政による実態調査を実施する必要がある。その際、行政、大学などの研究機関、大阪市の全学校園などの公的機関等、及び地域の実態に明るい外国につながる子どもの支援団体、ボランティア、日本語指導グループ等と協働で実施すべきと考えます。	
106		・「（６）外国につながる児童生徒の就学を保障する」を追加 例えば8行目のあとに、外国人住民が転居届を提出した際に、就学対象の児童生徒が存在することを確認した場合、やさしい日本語や多言語で翻訳した就学案内を配布、説明するなどで周知します。また、教育委員会と連携し、「誰でも教育を受ける」権利を保障します。	
107		不就学調査の結果が、「就学状況確認できず」が全国トップレベルの数字が上がっているようでは、安心する気持ちもわいてこないのではないかと。	
108		大阪市内においても、外国につながる児童生徒の不就学の実態があると思われます。そうした子どもたちの把握に努めるとともに学校等につながる取り組みをとりくまれない。	
109		教職員の自主研究組織である大阪市外国人教育研究協議会の研究や多文化共生教育の実践などの取組の支援について明記してほしい。	28ページ「（１）多文化共生教育の推進」の項において、「各種の研究団体」には、大阪市外国人教育研究協議会も含まれるものと考えております。 教職員等の研修にかかわりましては、多文化共生教育を実際に子どもたちに対して行う立場にある者への研修という意味で、大変重要であると認識しております。今回の指針は、全体的な方向性を示すものであり、具体的な取組については、行動計画で示してまいります。
110		教職員などへの研修などが明示されておらず、具体性が見えない。	
111		日本の難民認定率が低いことから、市内にも帰国したくともできず、在留資格も受けられないままに滞在せざるをえない家族がおり、その中には学齢期の子どもも含まれます。 こうした人達は子どももふくめ、入国管理では「仮放免」という不安定で仕事に就くことも許されない資格で長期滞在することになります。 住民登録ができないため、義務養育を受けることすら困難です。地域住民や支援者、学校の先生方などの助けをかりながら通学はできるようになったとしても、親が仕事を許されていないため収入への不安があります。その場合、仮放免の資格では住民登録もできないため、日本社会での最後のセーフティーネットである生活保護を受ける資格もなく、子どもが安心して教育を受ける権利が全うされているとはいえない状況にあります。 子どもの権利章典も鑑み、「仮放免」という立場の子どもの生きる権利、学ぶ権利を守る条例等の制定を希望します。 具体的には ①義務教育が終わるまでの生活保護等のセーフティーネットの活用を可能にする。 ②通学のために必要とされる制服（公立であっても高額です）、教科書等の無償化 ③地域住民のネットワークを活用しての当該家族や子どもへの地域情報提供や交流事業への包括。	ご指摘のような状況にある子どもたち及びその家庭について、教育委員会としましても、各種団体と連携しながら、実際に具体的な支援にあたっております。子どもにつきましては、子どもの権利条約に基づき、学校やPTAの皆様方のご協力も得ながら、通学の実現を図っております。 具体的な内容は、行動計画に今後示していくこととし、29ページ「（４）保護者・家庭への支援」の項にごさいますように、様々な制度を活用し、支援の充実を図ってまいりたいと考えております。 また、生活に困窮する外国籍の方については、生活保護法に基づく保護ではなく、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日厚生省社会局長通知）に基づき予算措置として、厚生省通知に基づき一定の在留資格を持つ方に対して現在行っています。 いただいた意見は参考とさせていただきます国の動向を注視しながら適切に対処してまいります。

No.	指針（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
112		外国人学校に対する引き続きの助成及び、各地域や学校での実情に応じて、外国人学校との交流を進めるなど外国人学校への支援の項目を追加すべき。すべての子どもの教育権の保障は、子どもの権利条約をはじめとする国際人権諸条約で規定されている人権基準である。	・外国人学校とは、これまでも近隣の学校との交流など、地域の実態に応じて継続して取り組まれている実態がございます。多文化共生教育の推進の一環として、一部修正・追記したいと考えております。 (28ページ (1)多文化共生教育の推進 の項) 「また、各学校園のすべての子どもたちに対し」 ↓ また、異なる文化をもった子どもたち同士の交流、講師の招聘、外国人学校との交流等を行いながら、各学校園のすべての子どもたちに対し」 ・なお、外国人学校への支援に関わる補助金については、大阪市全体の補助金等の見直し方針に基づき平成23年度で廃止しました。
113		大阪市内における外国人学校の実情及び支援策が記載されていない。	
114		大阪では民族学校の長い歴史があります。政府の無償化排除、行政の補助金排除のため、存続が危うい状況に陥っています。民族学校に通学させる保護者もまた大阪市民です。支援は必要です。人権尊重の観点からもこの対応は見直すべきだと考えます。どの子も民族教育権は保障されなければなりません。	
115		外国人学校への支援について、行政の責任において書くべき。	
116		前指針にあった項目を削除し、外国人学校を一括して触れもしないというのは理解に苦しむ。	
117		民族学校に対する支援も大事な取り組みの一つであることを明記し、支援をお願いします。	
118	31ページ「4 災害に対する備えの推進」について	「災害多言語支援センター」について言及すべきではないか	具体的な取組については、行動計画において示してまいります。
119		外国につながる市民と日本人市民がまずお互いにその存在を認識し、それぞれの文化や生活習慣などへの理解を持つことが大切であり、日本人への啓発も必要である。	日本人への多文化共生の理解促進については、個別の項目ではなく「6 多文化共生の地域づくり」において総合的に記載しています。
120		神戸の震災では情報が多くの言語で印刷され、多言語で放送するミニFM局も設置された。現在ではSNSを利用できる。翻訳もソフトや遠方の人を活用できる。	いただいた意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
121		災害時に助け合える関係は、日頃から近所の住民という関係を日頃から作っていくかが問われる。	
122		地域の日本語教室で防災についての情報提供をしてほしい。	
123	32ページ「5 健康で安心して生活できる環境づくり」について	外国ルーツであるがゆえに困窮に陥りやすいことへの具体的目配りも入れてほしい。	22ページ「(2)誰もが安全に安心して暮らせる」において、「外国につながる市民が行政サービスを実質的に利用することができるよう」としており、社会保障を実質的に受けることができるよう環境整備に努めてまいります。
124		在日外国人高齢者支援給付金を大阪市が独自でおこなっていることに對しては、敬意を表するところですが、本来の趣旨にたいして、金額があまりにも低い状態です。増額を検討するよう、書き入れるべきです。更に、現状では僅かな給付金から、介護保険料が天引きされて支給されています。制度的無年金在日外国人高齢者の生活を苦しめる現状を解決するよう務める旨を書き入れてください。また、介護保険料の徴収について、制度的無年金在日外国人高齢者は、もっとも徴収額が低い老齢福祉年金受給者よりも高い、非課税世帯枠で計算されています。この理不尽な取扱により、制度的無年金在日外国人高齢者の生活が、いっそう困窮しています。問題解決に努める旨を書き入れてください。	いただいた意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 引き続き、在日外国人高齢者給付金支給及び在日外国人障がい者給付金支給事業を継続するとともに、国に対して「在日外国人無年金者」の福祉的措置を含めた救済措置の早期実現と制度の改善について引き続き要望していきます。 また、介護保険料の算定は、介護保険法施行令第38条、39条により、本人及び世帯の市町村民税課税状況や合計所得金額等により保険料段階を設定することとされており、老齢福祉年金受給者であり、かつ市町村民税非課税である方については、第1段階（最も低い段階）とすることも規定されているところです。世帯にいる方全員が市町村民税非課税で、ご本人の公的年金等収入額と年金以外の所得金額の合計が80万円以下の方は第2段階となりますが、大阪市においては第1段階の方と第2段階のかたは同一の保険料額となっています。 あわせて、介護保険料の特別徴収（年金から差し引くことです。）の対象となるのは、老齢年金や障がい年金、遺族年金等であり、在日外国人高齢者支援給付金については対象となっていないため、給付金からの介護保険料の徴収は行っておりません。
125		難民条約発効（1982年1月）に伴い国民年金法から国籍要件が撤廃され、定住外国人にも国民年金加入の道が開かれた。しかし、経過措置が行われなかったため、一定年齢以上の外国人障害者や高齢者の年金支給対象者は無年金のままに放置されている。支給額を大阪府重度障害者特例支援給付金と合算して日本人の障害者や高齢者の年金支給額と対等になるよう大阪市が代替給付金を支払うべきである。大阪市の対象外国人市民は、周辺都市に比べても遥かに厳しい状況のまま放置されている。この状況を市費で解決した上で、国に対し「在日外国人無年金者」の救済措置の早期実現と制度の改善を要求すべきである。	

No.	指針（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
126		高齢者、障がい者、児童、母子・父子、女性、DV被害者は、単に福祉の対象としてだけでなく、共に生きる権利の主体であるという側面にも着目し、彼ら/彼女たちのエンパワメントにつながる取組（例えば、就労において困難な状況に直面している人たちのための職業訓練など就労支援など）	各項目の具体的な取組は行動計画において示してまいります。また、32ページ(2)記載のとおり、多文化共生に関する理解を深めるための取組を進めてまいります。
127		高齢者、障がい者、女性は、「複合的あるいは交差的な差別に直面している」という共通した脆弱性に留意する必要がある。 外国籍のDV被害者の対応に関しては、日本語の理解度に留意し通訳者を配置すること、さらに配偶者との別居や離婚により在留資格を失う可能性があること、およびそのことを懸念してDV被害の相談をためらうなど、外国籍者固有の問題に理解を深めたくうえで、保護にあたる必要があることを明記すべきである。	
128		前指針では、高齢者、障がい者、児童、母子・父子、女性、ドメスティック・バイオレンス（DV）はそれぞれ独立した項目で指針が定められていたが、福祉の対象として一括りにされている。あまりに大雑把でなし、今後の取り組みが縮小するのではないかとという危機を覚える。	
129		介護保険法は、第1条で高齢者の尊厳の保持を目的として謳っています。高齢者の尊厳は、画一的なサービスによってではなく、一人ひとりの生育歴、個性、生活背景に寄り添った介護によって保障することができるものです。外国につながる高齢者は、その特性に配慮した介護を受ける権利を持っています。介護保険料の納付義務は、すべての高齢者に課せられていますが、外国につながる高齢者は、食事や言語等の文化を尊重した介護を受ける権利がほとんど保障されていません。 また、介護の現場で差別（差別的言動やいじめなど）を受けない権利や、被害に対する救済を受ける権利も、ほとんど保障されていません。 この状態を是正するためにも、外国につながる高齢者に特化したサービスを提供する事業所等への助成を含めた積極的な施策を検討すべき旨を書き入れてください。さらに、福祉の現場に携わるスタッフや事業所が「文化や習慣の違いに配慮」するだけでなく、人種差別の加害者となることがないよう、啓発・研修を積極的に行っていく必要がある旨を書き入れてください。 加えて、外国人高齢者（多くが特別永住者の在留資格を持つ韓国・朝鮮籍者）で認知症を患う方々が、日本の在留管理制度下で義務づけられている、切替手続を行うことができなくなるケースが多発しています。それら高齢外国人に対して、出入国管理庁は、原則として在留許可の取り消しを含めた厳格な処分を課そうとするなど、在日外国人高齢者の居住実態と乖離した取扱いを行っています。大阪市として、出入国管理庁に対して、柔軟な手続と取扱いをおこなうよう要望する必要があることを書き入れてください。	介護保険は、全国統一の制度であるため、本市におきましても、国の制度設計に基づき、介護保険事業を運営しているところです。 また、本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、高齢者虐待防止の具体的な取組として、要介護施設従事者等に対し、集団指導や実地指導、監査などの機会を通して、虐待防止や従事者の通報義務・職員のストレス対策について啓発を図るとともに、集団指導時に併せて、人権擁護に関する研修会を実施するなど高齢者虐待防止に関する研修等の取組を進めることとしており、これらの対象者として、外国につながる高齢者も含まれるものと考えています。 認知症高齢者への支援については、中長期的な見通しを踏まえた支援が必要であるため、今後、認知症を患っている在日外国人高齢者の特別永住者証明書への切替手続について、出入国管理庁へ認知症の実情を踏まえた柔軟な対応をおこなうよう要望することを検討してまいります。
130		介護現場で在日コリアンが差別された事例があります。国籍、民族が違うことを理由に差別を受けない権利や、被害に対する救済を受ける権利を保障するための指針を作ってください。	
131		人権尊重の観点から、とくに保健の項目において、在留資格にかかわらず適用されるサービスについての情報や利用機会が適切に提供されるよう努めるという文章を入れていただきたい。	
132		保健・衛生は生命にかかわる重要な課題であり、前指針の「保健」記載の内容を継承すべきである。	（４）保健サービス・公衆衛生 在留資格に関わらず適用される保健サービス(疾病を予防するための健康診査、予防接種、乳幼児に対する健康診査、母子健康手帳の交付等)についての情報や利用機会が適切に提供されるよう努めます。 また、感染症対策など公衆衛生対策については、全ての人々に対して正しい知識の普及を図る必要があり、日本語が十分に理解できない外国につながる市民に配慮した普及活動を行います。
133		この間の新型コロナウイルス感染拡大で外国人住民への多言語の情報発信等が課題となっています。 地震などの災害と合わせて、感染拡大防止のとりくみを明記してください。	

No.	指針（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
134		日本語学校や専門学校で学びながら就労する留学生が近年急増している事態を踏まえ、労働問題や住宅問題、また母国や来日後に背負う貸付金や奨学金の返済問題などを把握し、相談や支援に取り組むことを記載してください。	いただいたご意見を踏まえ、「５ 健康で安心して生活できる環境づくり」に次のとおり項目を追加しました。 （７）留学生への支援 多言語により、留学生に必要な情報の提供や、留学生が抱える各種の問題への相談対応を行うほか、活躍機会の提供に向けた取組を行います。
135	34ページ「６ 多文化共生の地域づくり」について	多文化共生社会を構築するには外国につながる市民への施策のみではなく、日本の一般市民の意識改革をはじめとする日本社会の従来のあり方を見直し、改革が必要であり、その点を言及するべき。	いただいたご意見を踏まえ、34ページ「６(1)多文化共生についての市民理解の促進」の記載を修正しました。
136		多文化共生は外国人、日本人のどちらかだけでできるものではないということを、改めて考えていただくことが重要であると考えます。多文化共生の地域づくりを進めることは、外国につながる市民とともに、日本人市民にとっても、異なる文化は価値観にふれることとなり、すべての方が多様で豊かな生活を送るために必要であるということを記載してください。	（１）多文化共生についての市民理解の促進 魅力ある大阪のために、お互いの文化を尊重し合いながら新しい大阪を外国につながる市民と協働して作り上げるという意識を、大阪に暮らすすべての人に持ってもらうよう努めます。
137		マジョリティへの人権教育が必要です。外国人労働者が増えることが見込まれる今、経営者などを対象に外国人への差別は許されないという人権教育を責任をもって行っていくことが重要です。人権教育を指針の中にしっかり位置付けていただきたい。	外国人も日本人も共に暮らす市民であり、地域の一員であるという多文化共生の考え方を育み、多文化共生についての市民理解の促進に向けて、異なる文化や習慣への理解や国際理解を深めるため交流・協働の機会や場の提供に努めます。
138		「やさしい日本語」は外国語話者だけが学習すればいいというのではなく、日本語話者も「やさしい日本語」の持つ意味を学ぶ必要がある。	また、国籍やルーツにかかわらず、人と人がつながるためのコミュニケーションの手段の一つとして広がりをみせている、やさしい日本語の普及・啓発を図ります。
139		同化にならないように、アイヌ民族と朝鮮人に対する同化政策の歴史を学ばねばならない。日本人の方も変わらねばならない。	
140		「郷に入らば郷に従え」のようなメッセージになっており、外国人はルールを守らないといった偏見を助長しかねない。 ゴミ出しのルールなどはローカルルールなので、悪意なくルールを守れない場合があると思います。知らないからルール違反をしてしまう、それを解消するのはコミュニケーションの促進なので、そう明示すべきだと考えます。	本項では、市の施策として取り組むこととして、ルールが伝わっていないことに起因してトラブルが起こらないよう、必要な情報をお伝えすることについて記載しています。いただいたご意見を踏まえ、記載内容を修正しました。
141		相互理解よりルールを守らせることの要求が先行しているように感じられます	（２）生活ルールについての理解促進 外国につながる市民が、日本の生活習慣や日常生活上のルールを学ぶ機会がないことから生じるトラブルを防ぐため、やさしい日本語や多言語で発信するとともに、外国につながる市民に説明する機会や場の提供に努めます。
142		海外の方が日本・地域の文化・慣習を理解せず、地域のコミュニティとのトラブルを起こしていることが良く見られます。地元民との軋轢は排他差別に繋がります。 日本の文化レベル・ルールをまずは官主導で機会を創設し、さらに地域コミュニティにて地域特有のルール・慣習を理解してもらうように仕組みを作るべきかと思います。	指針に記載のとおり、生活ルール等の情報発信や説明する機会や場の提供に努めてまいります。
143		日本のルールを理解した上での多文化共生をお願いします	
144		日本のことを理解しようとしないう外国につながる市民がいることも事実で、指針はこのことに少し触れているだけなので、別項ではっきり示すべき。	
145		「生活ルールを多言語で発信」とあるが、多言語とは何か国語くらいを想定しているのか？ 観光客にも関係するものからでもよいので対応言語を拡大していくべきだ。	大阪市ホームページでは、言語や文化等で生活に不安を感じる外国につながる市民に安心して快適に生活してもらえるよう、生活情報について英語、中国語、韓国語・朝鮮語、やさしい日本語で情報発信しております。また、近年ではベトナム国籍の方の増加が顕著であるため、今後、生活情報の情報発信をベトナム語でも行う予定です。 また、（公財）大阪国際交流センターが運営する「外国人のための相談窓口」において、５言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語）の相談対応を行うほか、同言語について各区役所との３者通話による電話翻訳対応を行っています。 また、観光客向けには、（公財）大阪観光局ホームページにおいて、日本におけるマナーや生活習慣等についての注意点を周知するページを５言語（英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・タイ語）で設けています。
146		啓発や相談が実施されてきたにもかかわらず、差別は減少していない。条例制定などより効果的な対策に触れるべきである。	本市では、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が自己実現をめざして、生きがいのある人生を創造できる自由、平等で公正な社会を実現していくために「大

No.	指針（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
147		人種差別に基づく差別的取扱いを受けた外国人につながる住民に対して、行政として救済措置をとることができるよう、根拠となる条例制定が必要であることを書き入れてください	阪市人権尊重の社会づくり条例」を平成12（2000）年に制定し、市政のあらゆる分野において必要な施策を積極的に推進しています。 また、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を平成21（2009）年に策定し、市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる、住んで良かったと誇りを持って語れる「国際人権都市大阪」をめざして、人権尊重の視点からの行政運営（人権行政）を市民と協働して進めています。 また、多様な人権問題に対応する総合的な拠点施設として、「大阪市人権啓発・相談センター」を開設しています。 また、いただいたご意見を踏まえ、「6 多文化共生の地域づくり」に次の項目を追加しました。 （3）多文化共生のための啓発 外国につながる市民をとりまく状況や課題等、多文化共生についての正しい理解を深めるとともに、差別意識及び差別的行動の解消に向けて、啓発冊子の作成や、講演会、研修会などによる啓発を行います。 また、市民等の人権擁護とヘイトスピーチ抑止に向けて、引き続き「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」に基づき、ヘイトスピーチと認定した表現活動について、その拡散を防止する措置や、市としての認識等の公表を行います。
148		入居差別、就職差別、就労上の不均等待遇の被害を受けた人が相当数あり、深刻な状態です。差別を解消できるように、仕組みづくりを真剣に考えてとりくんでください。	
149		入居や就職にあたっての差別や、職場の同僚や知人・家族からの差別を訴える声は少なくありません。このような状況に対して、包括的な差別禁止条例の制定を検討するという文章を追加していただきたい。	
150		住宅や就労における差別に関して専門的に相談できる窓口を設け、その周知を図ること。名前は人のアイデンティティに大きく関わるとの認識を踏まえ、就職時や就労中において雇用者が本名・民族名のかわりに日本式の通名使用を求めるといった差別に関しても対処することを追記してください。	
151		震災時に外国人へのデマが蔓延する傾向にあり、悪質なデマが起きないように啓発を進めてください。万が一、災害時に外国人へのデマが起きた時に冷静に正しい情報を伝達できる人権感覚を持てる市職員の研修を充実させてください。	
152		異文化に対する誤解や偏見から生まれる疎外や差別をなくすためにも、市民に対する人権啓発にとりくむことを明記してください。	
153		差別を解消するための市民・事業者への意識啓発に向けた取組みの姿勢を明確化してほしい。	
154		歴史的経緯を有する韓国・朝鮮にルーツを持つ市民への人権的施策への言及が欠如している。	

No.	指針（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
155		4ページ「ヘイトスピーチ解消への取組」について、大阪市条例及び国の「ヘイトスピーチ解消法」の制定をもって、問題解決をしたような印象を与えかねない。しかし、実際には解決には程遠いことから人種差別撤廃委員会が再び勧告を採択したといういきさつがある。その概要を追記する必要がある。	「6 多文化共生の地域づくり（3）多文化共生の啓発」の後段に次のとおり追記しました。 「また、市民等の人権擁護とヘイトスピーチ抑止に向けて、引き続き「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」に基づき、ヘイトスピーチと認定した表現活動について、その拡散を防止する措置や、市としての認識等の公表を行います。」
156		国のヘイト解消法では、罰則を設けないとされているのに、「大阪市が罰則を設けている事は違法」として、現在裁判中である事を書かないのは問題である。	本市の条例は、市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑止を図ることを目的としております。本市では、表現活動がヘイトスピーチに該当するかどうかを事前に判断することは困難であるとの考えのもと、禁止や取り締まりを目的とはせず、憲法で保障された表現の自由等にも十分に配慮し、実際に行われた具体的な表現活動について、市民等からの申出や情報提供をもとに、条例に則り、専門家で構成する大阪市ヘイトスピーチ審査会（以下「審査会」といいます。）において、事後に公正・中立に審査を行った上で、本市として判断することとしています。
157		ヘイトスピーチの解消ではなく、禁止とすべき。	表現活動がヘイトスピーチに該当する場合、拡散を防止するためにとった措置、当該表現活動を行ったものの氏名又は名称等を大阪市ホームページ等で公表することにしてはいますが、当該措置は行政処分や罰則ではなく、市民等への啓発を目的としたものです。なお、当該措置の対象となる表現活動については、大阪市内で行われたものや明らかに大阪市民等に関するものないし大阪市内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するものに限定しています（条例第5条第1項各号）。
158		現在の大阪市の条例では、ヘイトスピーチが行われた後の事後的な対応になっているので、より積極的な取組を指針に明記し、将来的には川崎市のような罰則つきの規定を求める。	平成28年7月の条例全部施行以降、ヘイトスピーチ認定及び公表に至った案件は計8件あり、そのすべてがインターネット上の表現と関係しています。インターネット上の表現行為は匿名性が高く、ヘイトスピーチなど特定の属性を有する個人の尊厳を害し差別の意識を助長するもの等が安易に行われるおそれがあります。こうしたインターネットを利用した表現活動についての具体的な案件審議の中で、電気通信事業法等との関係についての具体的な課題が浮かび上がり、当該問題に対しては、正式に審査会へ諮問するのが適当と考え、平成29年4月、本市から審査会に諮問を行いました。
159		条例の実効性をさらに高めるための施策の検討（条例改正を含む）を行っていただきたい。	審査会では、ヘイトスピーチの被害者が訴訟を円滑に進められるよう、条例の改正による投稿者情報の開示義務づけ等を検討しましたが、第三者からの請求に対する情報開示義務付けは、電気通信事業法や特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（いわゆる「プロバイダ責任制限法」）等に抵触する可能性があるなど、地方公共団体による取組みには限界があり国レベルの対応が必要という結論に達しました。
160		ヘイトスピーチ解消に関する施策の拡充を含めるべきである。	これを受けて、本市では、インターネット上の投稿サイトへの投稿によるヘイトスピーチの被害者の権利回復のための活動の支援などについて、市長自身が上京し、法務省及び総務省において要望を行いました。本市では、その後も、大阪府市長会等とも連携しながら、要望を継続しています。
161		ヘイトスピーチや差別の問題について「大阪市は許さない」と明記してほしい。	平成30年、国連人種差別撤廃委員会が日本に対し勧告を行いました。本市としては、ヘイトスピーチに関する問題に適切に対処するため、他の地方公共団体の特徴ある取組みについてはその推移を注視し、行政のヘイトスピーチ対処に係る取組みに関して行われる司法判断についてもさらに理解を深めるとともに、本市に寄せられるヘイトスピーチに係る申出や情報提供の内容、審査会から出される答申等を踏まえつつ、条例を通じて、ヘイトスピーチに係る粘り強い啓発の取組みを進めております。
162		ヘイトスピーチ条例に関して、これまでに得られた知見など記述し、結果を検証し、被害者への十分な救済につながるような条例となるよう改定も含め検討すべき。	

No.	指針（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
163		外国人住民も参加できる常設型住民投票条例の制定について検討すること	【選挙権について】 選挙の管理執行につきましては、法律による行政の原理に基づき、公職選挙法をはじめとした法令で定められた選挙制度の下で、厳正かつ円滑に行われることが求められております。今後も定められた法令に従いその役割を適正に果たしてまいりたいと考えております。 【住民投票における投票権について】 住民投票における投票権は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（大都市法）等に規定されていますが、大都市法等における住民投票のあり方については、住民投票の結果が当該自治体へ及ぼす影響が大きいことから、外国人地方参政権に係る国や国民の広い議論を踏まえ、国において慎重に検討されるものと考えております。
164		ずっと住む人には選挙権・住民投票権も検討してほしいです。	
165		特別永住者をはじめとする永住者の地方参政権の実現を目的に、法整備を国に要望することを検討することを指針に追記してください。	
166		大阪市の存続と言う極めて重要な課題について住民投票が予定されていますが、外国人住民はそこに参加し、意見表明をすることが認められていません。大阪府が多文化共生施策として掲げてきたものと乖離するものであり、改善されるべき。	
167		前指針の「市政への参加」の項目は復活させるべき。	
168		「在住外国人会議」を設置し、外国につながる市民の施策への意見を聴取するなど、外国につながる市民の参画を最大限保障すること。	
169		大阪市外国籍住民施策有識者会議の常設化、権限の付与について明記してください。	
170		地方参政権を奪われている外国人市民の市政参加の権利を恒常的に保障するための「外国人市民会議」を設置し、外国人市民の代表を選出する手続きも策定されたい。	
171		外国籍住民の主体的な参画について項目を立て、外国人コミュニティによる互助的な活動や自治会活動への参画促進、外国人住民による自己実現や交流活動の促進を記載すべき。	
172		地域で活躍している多様な外国籍住民を多文化共生事業やセミナーのコーディネーターや企画委員として巻き込んでください。	
173		多文化共生についての市民理解の促進に向けて、地域で活躍している多様な外国人にも様々な役割を担う主体者として積極的に参加してもらおう環境を広げること。	
174		前指針の「地域活動への参加」の項に「市民相互の関心や理解を深め、外国籍住民が地域活動に参加しやすい環境づくりに努める」と、日本人への施策も記載されており、本指針にも記載すべき。	
175		当事者でないとわからない事は多いと思うので、本人の意見を聞く機会はぜひ作ってほしい。	
176		区レベルのまちづくりに関する会議に、外国につながる市民に積極的に参加してもらうことも必要である。	
177		35ページ「外国につながる市民が行政に意見を伝えることができる機会づくり」とあるが、この表現は外国につながる市民の努力に重点が置かれているように感じるので、「外国につながる市民が行政と協働してまちづくりに取り組める機会づくり」などの表現の方が良い。	
178		外国につながる市民は支援されるだけの存在ではなく、地域の一員として大阪をともにつくる担い手であることから、外国籍の教員および公務員の採用を促進について記載すべき。	公務員への採用については、引き続き取り組みを行っています。いただいたご意見を踏まえ、「6 多文化共生の地域づくり」に次のとおり項目を追加しました。 （7）公務員への採用 本市では、文化や生活習慣などの違いを理解し尊重しあう共生社会の実現が重要であるとの認識のもと、事務職員、技術職員及び福祉職員については、外国籍の方が就くことができる業務や職の範囲を区分した上で、現在、消防吏員を除く全ての職種において、受験資格から国籍要件を削除して採用試験を実施しています。 今後も、引き続きこうした受験機会を十分活用できるよう周知するなど、外国籍の方が広く本市の市民サービスに携わっていただけるよう努めます。 外国籍教員の管理職への任用については、国からの見解が示されていますので国の動向を注視しながら適切に対処していきます。
179		外国人市民の公務員採用を拡大するとともに、任用制限をなくし、より積極的な役割を担えるようにすること。	
180		大阪市の公務員就任にあたっての国籍条項はすでに撤廃されていますが、課長級以上（教育公務員は主任級以上）への昇進が不当に制限されています。大阪市の独自判断によって今すぐに任用制限を撤廃することは可能であることから、そのことを明記してください。	
181		正規非正規雇用にかかわらず、外国籍住民を積極的に公務員採用してください。できれば人口比の5%に近づける努力をすること。	
182		異なるアイデンティティを持つ教員が身近にいること自体が多文化共生教育につながります。外国にルーツを持つ教員を積極的に採用してください。また、その教員の処遇に制限を設けないでください。	

No.	指針（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
183	36ページ「Ⅳ 多文化共生施策の推進」について	市内に横断的な多文化共生局を創設する。常設で専門的な部局を設置し、効率的で強力な施策推進を行なっていただきたい。	市内推進体制として設置している大阪市多文化共生施策推進本部において、複合的な課題については施策分野を横断的に連携して取り組むとともに、計画全体を総括的にマネジメントし、各施策・事業の総合調整を行ってまいります。
184		職員の人権教育の実施について追記すべき	「Ⅳ 多文化共生施策の推進」に次の項目を追記しました。 2 職員研修の充実 外国につながる市民をとりまく状況や問題についての理解を深め、文化、習慣、歴史的経緯等について正しく理解し、幅広い視野と人権意識を持てるよう職員研修を実施します。
185		実施状況を定期的にモニターし、検証する審議会のような仕組みを作ることを提案する。そのメンバーには、外国につながる市民をはじめとする、さまざまなステークホルダーも参画すること。	懇談会や意見交換会などを行い、多文化共生に関する施策について外国につながる市民からのご意見をいただくことを検討してまいります。また、アンケート調査等活用し、別途策定する行動計画の進捗状況の把握、検証を行います。
186		長期的な視野での効果検証をお願いします。	
187		PDCAを記載すべき	
188		指針に沿った施策の進捗状況について、市内で共有する体制や外部のメンバーも入った進捗状況確認のための体制についても整備する必要がある	
189		必要に応じて見直しを行うとありますが、その節には「外国につながる市民は地域の一員」の文言を生かした人材の参加が必要と考えます。	
190		指針に基づく行動計画及び進捗管理において、「各種調査の実施」を明記してください。今回の外国人住民アンケート調査のように当事者の困りごとなど、市として把握する仕組みは必要です。	
191		外国人を雇用する事業所や、外国人を顧客とする企業が多文化共生社会の形成に果たす役割も少なくない。「事業所の責務」に着いても記載すべきではないか	本指針は、本市が施策を進めるにあたっての方向性を示すものとして作成しています。
192		全体的に内容や表現が行政自身の努力目標となっているところが多々ある。本来、この指針は全ての市民や市内の機関や企業等の目標となる内容や表現でなければならない。	
193		外国人住民等の日常生活を支援する分野の事業は、ボランティアや地域、民間の個々の取組みに寄るところが大で、各局との連携に加え区役所との情報交換や地域ネットワークの構築が不可欠です。	多文化共生に関する取組は行政だけでなく、様々な団体等と協働して進めていくことが非常に重要であると考えています。そのため、「Ⅳ 4 関係機関・団体等との連携協力」において、連携の充実について記載しています。
194		多文化共生活動に関わる市民団体、ボランティアなどと協働するとともにそれらの団体へ支援を推進すべき	また、団体等への財政的支援につきましては、大阪市では「補助金等のあり方に関するガイドライン」を定めており、補助の必要性や妥当性、有効性、公平性等踏まえ事業費への補助を行っています。多文化共生に関する課題についても、必要な事業については、委託事業や補助事業とする等、検討を行ってまいります。
195		NPOは行政の安価な下請けではないことに留意すべき。	